

第28回ニセコ町環境審議会

と き 平成30年11月13日（火）13時～

ところ ニセコ町役場第2会議室

1 開会

2 議 事

(1) 報告事項

- ・平成30年9月～10月に行った環境に関する主な取組（資料1）

(2) 審議事項

- ・駅前周辺エリアの熱ポテンシャル調査と熱供給システムの検討について（資料2）
- ・第2次環境モデル都市アクションプランについて（資料3）

3 その他

4 閉会

○ニセコ町環境審議会委員名簿

任期 平成29年6月1日～平成31年5月31日

氏名	所属	備考
柴田真年	公益財団法人北海道環境財団	
黒滝博	鶴雅観光開発	
阿部武吉	ヒルトンニセコビレッジ	
牧野雅之	牧野工業	
本間泰則	ニセコワイナリー	
丸山志織	カフェこむぎ野	
猪狩和大	農業青年会	
葛西奈津子	K's WORKS	
中川明	ニセコ介護にこにこタクシー	
澤田健人	合同会社 Hikobayu	

(事務局・企画環境課)

山本契太
大野百恵
宮坂侑樹

ニセコ町環境審議会設置条例

平成13年3月21日
条例第15号

(設置)

第1条 環境の保全について審議するため、ニセコ町環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ環境の保全に関する基本的事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人で組織する。

2 委員は、次に掲げる各号の中から町長が委嘱する。

(1) 環境全般に識見を有する者 5人

(2) 一般公募に応じた者 5人

3 前項第2号の一般公募に応じた者が定数に満たなかった場合は、男女及び年齢構成を勘案し、町長の指名する者をもって不足定数を補うものとする。

4 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画環境課で処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年6月20日条例第15号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年7月1日から施行する。